

大阪府立高等学校教育環境改善事業

要求水準書

(要求水準・期待水準)

平成 14 年 12 月 24 日

大阪府教育委員会

目次

1 総則	1
2 遵守すべき条件等	3
3 要求水準	6
4 期待水準	20

1 総則

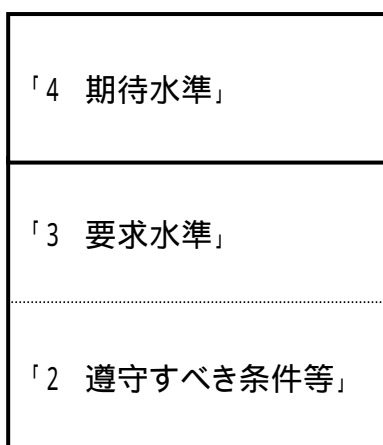
(1) 本書の位置付け

本書は、大阪府教育委員会(以下「府教委」という。)が、大阪府立高等学校教育環境改善事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「受託事業者」という。)を募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の業務の遂行について、府教委が事業者に要求する業務水準を示すものである。

本書の内容の位置付け ~ 審査における評価との関係 ~

「1 (2) 基本方針」

本事業の遂行に際しての、基本的考え方を示すもの（要求水準及び期待水準の両方に関わる事項である。）



本事業の遂行に際して、提案者からの提案を期待する内容を規定するもの
これを下回る提案であっても失格とはならない。

本事業の遂行に際して、最低限満たすべき要件を規定するもの
これを下回る提案は失格となることがある。

(2) 基本方針

本事業のサービスを提供するにあたって、受託事業者は以下の基本方針を踏まえて本書の内容に沿った事業実施を行うこと。

ア 快適な室内環境の実現

本事業の目的を踏まえ、府立高等学校の教室等の利用者に対し、快適な室内環境を提供するとともに、空気調和設備を使用する府立高等学校の運用面における利便性についても十分な配慮を行う等、機能的な空気調和環境を実現すること。

イ 安定的な事業の遂行

契約締結から事業終了時に至るまで、本事業の業務を確実に遂行し、安定的にサービスを提供すること。特に、事業の遂行能力、資金計画、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行った上で、本事業にあたること。

ウ 経済的な設備導入と維持管理

空気調和設備にかかる初期費用(イニシャルコスト)の縮減はもとより、維持管理費用(ランニングコスト)についても、適切な性能を維持しながら、その縮減が十分に図れるよう留意すること。

また、設備の長寿命化、メンテナンスフリー、エネルギーコストの削減といった観点など、初期費用、維持管理費用及び機器更新費用まで含めたLCC(ライフサイクルコスト)での経済性に配慮した設計、維持管理を行うこと。

エ 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器の選択、リサイクル材の積極的利用、資材の再利用、効率的なエネルギー利用を目指す運用等により、地球環境に対する影響についても十分な配慮を行うこと。

また、空気調和設備の設置、運用にあたっては、学校教育環境、周辺地域環境に対する影響を十分に検討し、必要な措置を講ずること。

2 遵守すべき条件等

(1) 関係法令等の遵守

本事業を遂行するに際しては、以下に掲げる関係法令を遵守すること。

計量法(平成4年5月20日法律第51号)
消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)
電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)
学校保健法(昭和33年4月10日法律第56号)
建築基準法(昭和25年5月25日法律第201号)
建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)
建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)
大阪府建築基準法施行条例(昭和46年3月11日大阪府条例第4号)
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号)
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(平成13年6月23日法律第64号)
建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)
大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年3月23日大阪府条例第6号)
学校環境衛生の基準(平成4年6月23日文部省体育局長裁定)
その他、本事業に係る法令等

(2) 準拠すべき基準等

本事業の実施にあたって、「(3) 業務従事者の要件等」、「(4) 現場作業時間」、「(5) 別途工事との調整」、「(6) 非常時、緊急時の対応」及び「3 要求水準」で判断できないものについては、以下による。

機械設備工事共通仕様書及び同標準図 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
機械設備改修工事共通仕様書 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
電気設備工事共通仕様書及び同標準図 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
電気設備改修工事共通仕様書 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
建築工事共通仕様書及び同標準図 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
建築改修工事共通仕様書 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)

上記 の製品及び機器については製造者の標準品を適用しても良い。

建築設備設計基準 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
建築設備耐震設計・同施工指針 最新版(建設大臣官房官庁営繕部監修)
機械設備工事監理指針 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
電気設備工事監理指針 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
高圧受電設備規程(日本電気技術規格委員会)
内線規程(日本電気技術規格委員会)
建築工事監理指針 最新版(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
工事写真の撮り方(建築設備編) 最新版(建設大臣官房官庁営繕部監修)
工事写真の撮り方(建築編) 最新版(建設大臣官房官庁営繕部監修)
建築保全業務共通仕様書 最新版(建設大臣官房官庁営繕部監修)

上記 ~ に記載がないものについては、下記による。

空気調和衛生工学便覧 第13版(社団法人 空気調和・衛生工学会編集・発行)

(3) 業務従事者の要件等

設計、施工、維持管理の各業務を行う構成企業又は協力企業の者が、各府立高等学校の設計者、主任技術者又は監理技術者、建築物環境衛生管理技術者とならない場合、構成企業又は協力企業は、下請企業の選定を入札説明書の「設計・施工・維持管理業務を行う者に必要な能力の基準」を満たす者から行うこと。

各業務事業者は、お互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進めること。

各業務事業者は、学校教育活動に支障のないよう、その業務実施日程及び実施方法等について、府教委及び学校長と協議の上、実施すること。

各業務事業者は必要に応じ、官公署と協議を行い、諸手続きを行うこと。なお、副本は府立高等学校に提出すること。また、官公署と協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、府教委又は当該学校長から提出を求められた場合には、速やかに提出すること。提出する書類はファイルに綴じること。

業務従事者であることを容易に識別できる服装又は名札等を着用し、業務に当ること。

(4) 現場作業時間

現場作業時間は、原則として次による。

大阪府の休日に関する条例(平成元年3月27日大阪府条例第2号)第2条で定める日(以下「休日」という。)は作業を行わないこと。

学校行事を確認し、事前に学校長と十分協議すること。

授業中に作業を行う場合は、事前に学校長と十分協議すること。

午前8時30分 ~ 午後5時15分迄とすること。

ただし、騒音・振動の伴う作業は、午前9時00分～午後5時00分までの間に行うこと。

(5) 別途工事との調整

本事業期間中に府立高等学校敷地内において、各府立高等学校、府教委、大阪府が発注する他工事の発注が想定される。工事計画等については、学校長を通じ、各工事請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めること。

(6) 非常時、緊急時の対応

事故、火災等、非常時・緊急時への対応は予め府教委と協議の上、マニュアルを作成し、事故等が発生した場合は、マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

3 要求水準

本事業を実施するにあたり、受託事業者は、以下に示す空気調和設備等の性能要件を最低限満たすことが求められる。提案書において、ここに示す性能要件の各事項について下回る内容が認められた場合には、当該提案者を失格とすることがあるので留意すること。

ア 事前調査業務

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、事前調査として以下に示すものの他、本事業の実施に必要なと判断するものについて行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施場所の既存設備の状況 事業実施場所の存する敷地、校舎、空調対象室の状況確認 空気調和設備の設置工事が近隣へ与える影響(工事用進入路の確保等も含む) 空気調和設備の導入に伴う近隣への影響 				
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府立高等学校ごとに以下の書類を学校長に提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査着手届 調査者等届 経歴書 事前調査完了届 事前調査記録引渡し届 				
現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 既設図面では判断できない個所のうち、本事業により工事を行うと予想される個所に関しては、写真(カラー写真、サービスサイズ以上)をアルバム整理し提出する。ただし、デジタルカメラで撮影した場合は、サービスサイズ以上でアルバム整理されたものを提出する。 				
事前調査記録の提出	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府立高等学校ごとに、以下の図書を府教委、府立高等学校に提出する。電子納品については、提出書類及び事前調査記録を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」に準拠したものとすること。 				
	提出先	種別	製本	部数	備考
	府立高等学校	打合せ議事録	左折(A4)	1	
		協議録	左折(A4)	1	
		電子納品		1	CD-ROM
	府教委	電子納品		1	CD-ROM

イ 設計業務

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、事前調査の結果を踏まえ、府教委及び学校長と協議の上、空気調和設備及び空気調和設備導入に伴う電気設備、建築等の工事一式の設計を行うこと。 ・ 受託事業者は、熱源・屋外キュービクル等の設置場所等各種内容を学校長と協議の上、設計を進めること。 ・ 受託事業者は、府教委に対しては、空気調和設備の設計の進捗状況に関し、学校長に対しては、当該府立高等学校に設置される空気調和設備の設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、府立高等学校ごとに以下の書類を学校長に提出すること。 設計着手届 設計者等届 経歴書 設計完了届 設計図書引渡し届
第三者の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、空気調和設備の設計にあたって、第三者を使用する場合、事前に府教委に届け出て、その同意を得ること。
実施設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、府立高等学校ごとに、空調設備方式、機材・設備の仕様及び配置その他これらに類する事項を具体的に決定し、打合せ議事録、協議録、設計計算書、設計趣意書、性能検証計画書及び設計図(以下、まとめて「設計図書」という。)を作成する。なお、設計図はCADでA1和紙にプロットしたものとする。 ・ 受託事業者は、設計図書に建築設備士たる表示をして記名及びなつ印をすること。
エネルギー種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和設備の運転に必要なエネルギーの種別については、受託事業者にて設定すること。
ゾーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和設備は普通教室、特別教室、職員室等にゾーニングを行うこと。 ・ 各室単位で個別運転できること。 ・ 監視制御方式は、府立高等学校ごとの集中管理方式とし、以下を満たすものとする。 全空調対象室の運転(稼働、温度設定等)を集中的に事務室で管理できること。 各空調対象室の温度制御を行うこと。 各空調対象室で運転・停止を個別に管理できること。ただし、事務室での設定を優先とすること。 温度設定の変更は、各空調対象室ではできないようにすること。

計量器の設置	・ 本事業に必要なエネルギー量を計量する計量器を設置する。		
	電力	本事業で使用する電力は、計器用変圧変流器二次側で分岐後、電力需給用複合計器(電力量計、最大需要電力計)により計量する。	
	上水道	本事業で使用する上水道は、府立高等学校敷地内の給水管より分岐し、量水器により計量する。	
	都市ガス	本事業で使用する都市ガスは、原則として府立高等学校敷地内のガス管より分岐し、ガスメーターにより計量する。容量が不足する場合は、事業者の負担で学校敷地に引き込み、ガスメーターを設置するものとする。	
	液化石油ガス	本事業で使用する液化石油ガスは、必要な配管、充てん容器等を全て設け、本事業で導入する空調設備に対するガスメーターを設置すること。ただし、現在液化石油ガスを使用している府立高等学校で、既設配管を利用することが出来る場合、今後学校が契約する燃料店と事業者が協議し、既設配管から分岐し、ガスメーターを設置することができる場合はこの限りでない。	
エネルギー供給に必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> 職員室等系統とその他の系統で使用するエネルギー量のうち、主となるエネルギーをそれぞれ別々に計量できるようにすること。ただし、この計量器に関しては、計量法を適用しない。 各室ごとの空調稼働時間(空調対象室において機器が運転状態にある時間)を計測することができるようにすること。 		
	・ 本事業に必要となる電力等のエネルギーは、屋外型キュービクル等を設置し、空気調和設備に供給するものとする。		
設計用屋内条件	・ 空気調和設備の導入に対する設計用屋内条件は以下の通りである。		
		夏 期	冬 期
	乾 球 温 度[]	26	22
	相 対 湿 度[%]	50	40
	浮 遊 粉 じ ん[mg/m ³]	0.10 以下	
	一 酸 化 炭 素[ppm]	10 以下	
	二 酸 化 炭 素[ppm]	1,000 以下	
	気 流[m/s]	0.5 以下	
	ホルムアルデヒド[μg/m ³]	100 以下	
	ト ル エ ン[μg/m ³]	260 以下	
	キ シ レ ン[μg/m ³]	870 以下	
	パラジクロロベンゼン[μg/m ³]	240 以下	
	落 下 細 菌[コロニー/室]	10 以下	
	熱 輻 射	黒球温度と乾球温度の差が5 未満	
	<ul style="list-style-type: none"> 一人あたりの導入外気量は、30 m³/(h・人)以上とする。 暖房用ガス栓を使用すると上記条件が満たされない場合、既設暖房用ガス配管を出来る限り主管に近い部分で閉栓すること。 		

設計用屋外条件	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備導入に対する設計用屋外条件は、夏期・冬期 4 ヶ月における各時刻の危険率 2.5%の TAC 温度によるものとし、以下の気象データを採用する。 				
	夏 期			冬 期	
	乾球温度 DB[]		絶対湿度 10 ⁻³	乾球温度	絶対湿度 10 ⁻³
	日最低	日最高	[kg/kg(DA)]	DB[]	[kg/kg(DA)]
大阪	28.5	35.1	19.6	0.4	2.1
内壁負荷	<ul style="list-style-type: none"> 内壁負荷を算定する際、本事業で空気調和設備を設置する各室であっても、全ての内壁は接する部分が冷暖房していないものとして空調熱負荷計算を行うこと。 				
ガラス面負荷	<ul style="list-style-type: none"> カーテン等による室内熱負荷の低減は見込まずに、空調熱負荷計算を行うこと。 				
照明負荷	<ul style="list-style-type: none"> 照明負荷は以下の通りとする。 				
		アクリルカバー		ルーバー	
		無	有	有	
普通教室・職員室等[W/m ²]	17	29	26		
人体負荷	<ul style="list-style-type: none"> 人体負荷は以下の通りとする。 				
		普通教室		職員室等	
	潜熱SH[W/人]	67		69	
顕熱LH[W/人]	49		53		
立ち上がり時間	<ul style="list-style-type: none"> 室内温湿度について、空気調和設備の運転開始後、速やかに「オ 空気調和環境提供業務」に示す「運用室内温湿度」となるよう、機器の選定等に留意すること。 				
すきま風負荷	<ul style="list-style-type: none"> すきま風は無視する。 				
冷媒	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備に使用する冷媒は、オゾン破壊係数がゼロのものを使用すること。 				
騒音	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に対する騒音値は、敷地境界線上で以下の値以下にすること。 				
		夜間定時制課程を有する府立高等学校		その他の府立高等学校	
	第1・2種低層住居専用地域	45dB		50dB	
	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50dB		55dB	
	近隣商業地域、商業地域 準工業地域など	60dB		65dB	
	工業地域及び工業専用地域など	60dB		65dB	
	<ul style="list-style-type: none"> 府立高等学校敷地内に関しては、熱源・屋外キュービクル等からの騒音値は、居室の外壁面での 55dB 以下であること。 空調対象室内の騒音値は、50dB 以下かつ NC 値 40 以下であること。 				
振動	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に対する振動値は、敷地境界線上で以下の値以下にすること。 				
	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など			60dB	
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域など			65dB	
	工業地域及び工業専用地域など			65dB	
塩害対策	<ul style="list-style-type: none"> 住之江高等学校、港南高等学校、高石高等学校及び岬高等学校は塩害対策を行うこと。 				

設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 室内に設置する機器及び材料(以下「機材」という。)については、天井吊型を標準とする。 熱源・屋外キュービクル等にあつては、府立高等学校の敷地の地上部分に設置するものとする。 																																											
安全・防球対策	<ul style="list-style-type: none"> 熱源・屋外キュービクル等の設置にあつては、設置位置や周辺の利用状況などを勘案して、必要な安全対策、防球対策等を講じること。 																																											
その他	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備の運転に関して、有資格者等の常駐が必要な方式は不可とする。 設計にあつては、既存の建物や設備機器・配管等への影響が極力少なくなるよう配慮すること。 各府立高等学校による管理、操作が容易なものであること。 維持管理、機器更新、その他工事を考慮した設計とすること。 本事業に伴う既設建築物に対する工事は、現況復旧又は移設を原則とする。 既設換気扇は現状のまま存置するものとし、本事業では使用してはならない。 居室内に設ける外気ダクトの保温は必要とする。 全熱交換形換気扇(空調換気扇)の給気ダクトの保温は必要とする。 冷媒用断熱材被服銅管の屋外・屋内の保温はそれぞれ機械設備工事共通仕様書の a・(口)・、e₃・(口)・ とする。 電線は、金属管に収容する。 砂利地業工事においては再生砕石を使用する。 入札説明会で配布する詳細図書に含まれる標準図による。 																																											
設計図書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府立高等学校ごとに、以下の図書を学校長、府教委に提出する。電子納品については、提出書類及び設計図書を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」に準拠したものとする。なお、当該建物の取得する完成原図の CAD データの著作権に係わる当該建物に限る使用権は、府教委に移譲するものとする。 																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 1205 523 1240">提出先</th> <th data-bbox="523 1205 791 1240">種別</th> <th data-bbox="791 1205 995 1240">製本</th> <th data-bbox="995 1205 1091 1240">部数</th> <th data-bbox="1091 1205 1407 1240">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 1240 523 1545" rowspan="8">府立高等学校</td> <td data-bbox="523 1240 791 1276">打合せ議事録</td> <td data-bbox="791 1240 995 1276">左折(A4)</td> <td data-bbox="995 1240 1091 1276">1</td> <td data-bbox="1091 1240 1407 1276"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1276 791 1312">協議録</td> <td data-bbox="791 1276 995 1312">左折(A4)</td> <td data-bbox="995 1276 1091 1312">1</td> <td data-bbox="1091 1276 1407 1312"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1312 791 1348">設計計算書</td> <td data-bbox="791 1312 995 1348">左折(A4)</td> <td data-bbox="995 1312 1091 1348">1</td> <td data-bbox="1091 1312 1407 1348"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1348 791 1384" rowspan="2">設計図</td> <td data-bbox="791 1348 995 1384">原図(A1)</td> <td data-bbox="995 1348 1091 1384">1</td> <td data-bbox="1091 1348 1407 1384">和紙</td> </tr> <tr> <td data-bbox="791 1384 995 1420">二ツ折(A1)</td> <td data-bbox="995 1384 1091 1420">1</td> <td data-bbox="1091 1384 1407 1420">陽画複写紙(白写真)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1420 791 1456">設計趣意書</td> <td data-bbox="791 1420 995 1456">左折(A4)</td> <td data-bbox="995 1420 1091 1456">1</td> <td data-bbox="1091 1420 1407 1456">空調運転計画書を含む</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1456 791 1491">性能検証計画書</td> <td data-bbox="791 1456 995 1491">左折(A4)</td> <td data-bbox="995 1456 1091 1491">1</td> <td data-bbox="1091 1456 1407 1491"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1491 791 1527">電子納品</td> <td data-bbox="791 1491 995 1527"></td> <td data-bbox="995 1491 1091 1527"></td> <td data-bbox="1091 1491 1407 1527">1</td> <td data-bbox="1091 1491 1407 1527">CD-ROM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1527 523 1563">府教委</td> <td data-bbox="523 1527 791 1563">電子納品</td> <td data-bbox="791 1527 995 1563"></td> <td data-bbox="995 1527 1091 1563">1</td> <td data-bbox="1091 1527 1407 1563">CD-ROM</td> </tr> </tbody> </table>	提出先	種別	製本	部数	備考	府立高等学校	打合せ議事録	左折(A4)	1		協議録	左折(A4)	1		設計計算書	左折(A4)	1		設計図	原図(A1)	1	和紙	二ツ折(A1)	1	陽画複写紙(白写真)	設計趣意書	左折(A4)	1	空調運転計画書を含む	性能検証計画書	左折(A4)	1		電子納品			1	CD-ROM	府教委	電子納品		1	CD-ROM
	提出先	種別	製本	部数	備考																																							
	府立高等学校	打合せ議事録	左折(A4)	1																																								
		協議録	左折(A4)	1																																								
		設計計算書	左折(A4)	1																																								
		設計図	原図(A1)	1	和紙																																							
			二ツ折(A1)	1	陽画複写紙(白写真)																																							
		設計趣意書	左折(A4)	1	空調運転計画書を含む																																							
		性能検証計画書	左折(A4)	1																																								
電子納品				1	CD-ROM																																							
府教委	電子納品		1	CD-ROM																																								

ウ 空気調和設備の設置及び関連工事等業務

<p>業務概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、空気調和設備及び空気調和設備導入に伴う電気設備、建築等の工事一式を施工すること。 ・ 仮設、施工方法その他、工事を行うために必要な一切の業務手段については、受託事業者が自己の責任において行うこと。 ・ 受託事業者は、原則として、工事(試運転を含む)に必要な工事用電力、水道、ガス等を自己の費用及び責任において調達すること。ただし、水道については、府立高等学校の既存水道設備に仮設メーターを設置した上で工事にかかる使用分についての水道料金を学校長に支払う、また、府立高等学校の既存便所の使用回数に基づいて水道料金を学校長に支払うなどの処置は可とする。 ・ 受託事業者は、空気調和設備の設置工事に際し、樹木、排水溝、室内照明等の既存物の移設が必要となる場合には、学校長と協議し、学校長の指示に基づき、詳細図書及び「2 遵守すべき条件等」を遵守の上、これらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。ただし、学校長が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、府立高等学校ごとに以下の書類を工事監理者に提出し確認を受けた後、学校長に提出すること。 労災保険成立証明書 工事着手届 現場代理人等届 経歴書 施工体系図 下請人(受任者届) 電気保安技術者届 液化石油ガス配管工事監督者届 施工計画書 緊急時の連絡体制 工事実施工程表 使用材料品届 設計審査願 工事予定表 工事週報 建退共 証紙購入計画書 建退共 掛金収納届 建退共 掛金収納届(追加購入) 建退共 証紙交付状況報告書 建設業退職金共済手帳取得促進指導簿 建設業退職金共済手帳取得促進指導簿(月単位集計表) 測定試験報告書 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 絶縁耐力試験報告書 ◇ 絶縁抵抗(高・低圧)測定報告書 ◇ 接地抵抗測定報告書 ◇ ガス工事漏洩検査報告書 ◇ 水圧試験結果報告書 工事完了届 完成図書引渡し届

現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府立高等学校ごとに現場代理人を設置すること。
主任技術者等	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府立高等学校ごとに建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同第 2 項に規定する監理技術者を専任すること。
第三者の使用	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、空気調和設備の設置工事を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に府教委に届け出て、その同意を得ること。
施工計画書等	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府教委及び学校長と協議の上、工事の着手前に府立高等学校ごとの工期を明示した施工計画書(工事全体工程表を含む。)を作成し、府教委に対して提出するとともに、別途、学校長に対しても施工計画書を提出すること。 受託事業者は、府教委との間の協議により定める期限までに、府教委及び学校長と協議の上、府立高等学校ごとに同期限の翌週及び翌々週の 2 週間分の週間工程表を作成し、府教委に対して提出するとともに、別途、学校長に対しても、当該府立高等学校における週間工程表を提出すること。 受託事業者は、上記の工事全体工程表及び週間工程表記載の日程に従い、空気調和設備の設置工事に着手し、工事を遂行すること。 受託事業者は、空気調和設備の設置工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備すること。
週間工程会議	<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は工事監理者と共に、学校長に対し工事内容を週間工程表に基づき説明し、毎週学校長と協議の上工事を進めること。
近隣対策等	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他空気調和設備の設置により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。 受託事業者は、この近隣対策の実施について、府教委に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
工事現場の管理等	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、空気調和設備の設置工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにした上で、事前に府教委及び学校長に届け出て、学校長から使用についての承諾を得ること。 受託事業者は、学校長が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うこと。
総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 下記の総合調整を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 設計用屋内条件の測定 騒音の測定 初期運転状態の記録。 該当する場合、下記の総合調整を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 風量調整(測定共) 水量調整(測定共)
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> 完成後、外部から見えない主要な部分及び各工事の施工段階の工事写真(カラー写真、サービスサイズ以上)を提出する(建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(建築設備編)」による)。ただし、デジタルカメラで撮影した場合は、サービスサイズ以上でアルバム整理されたものを提出する。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に用いる臨時電力を切り替えた後、試運転調整等で最大需要電力が各府立高等学校の前 11 ヶ月の最大需要電力を超えた場合、空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務開始まで、空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務と同様にして、料金を支払うこと。 ・ 駐車場、資材置場等の位置を学校長に確認すること。 ・ 敷地周辺道路に、工事関係車両を駐車させないこと ・ 工事車両の通行は朝夕の通学、通勤、通園時間帯を避けて行うこと。また、車両の通行は十分注意し低速で行うこと。 ・ ごみは府立高等学校に捨てないこと。 ・ 建設リサイクルデータ統合システム - CREDAS 入力システム - を用いて 147 校まとめてデータを提出すること。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/h12census/index.htm) ・ 「大阪府グリーン調達」に基づき調査表を作成すること。 (http://www.epcc.pref.osaka.jp/green/gaiyou.htm) 																															
<p>工事検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、工事完了後、府立高等学校ごとに検査員(本事業において選任された工事監理者のうち、当該府立高等学校の工事を担当した者以外の者の中から選定するものとする。)による空気調和設備の工事検査を行うものとし、各事業実施場所においていずれも要求水準書及び事業者提案書類記載の水準を満たす空気調和環境を提供し得ることを確認すること。 ・ 受託事業者は、当該工事検査の日程を事前に府教委及び学校長に対して通知すること。 ・ 受託事業者は、府教委又は当該府立高等学校の学校長の工事検査への立会いの有無を問わず、府教委及び当該府立高等学校の学校長に対して、工事検査の結果を工事検査実施後1か月以内に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。 																															
<p>完成図書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図は、CAD で A1 和紙にプロットしたものとする。 ・ 受託事業者は、完成図書に現場代理人、主任技術者又は監理技術者、工事監理者たる表示をして記名及びなつ印をすること。 																															
<p>完成図書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、府立高等学校ごとに、以下の図書を学校長、府教委に提出する。電子納品については、提出書類及び設計図書を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」に準拠したものとする。なお、当該建物の取得する設計原図の CAD データの著作権に係わる当該建物に限る使用権は、府教委に移譲するものとする。 																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1485 523 1518">提出先</th> <th data-bbox="531 1485 786 1518">種別</th> <th data-bbox="794 1485 994 1518">製本</th> <th data-bbox="1002 1485 1090 1518">部数</th> <th data-bbox="1098 1485 1396 1518">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1529 523 1585" rowspan="4">府立高等学校</td> <td data-bbox="531 1529 786 1563">完成図</td> <td data-bbox="794 1529 994 1585">原図(A1)</td> <td data-bbox="1002 1529 1090 1585">1</td> <td data-bbox="1098 1529 1396 1563">和紙</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1563 786 1597"></td> <td data-bbox="794 1563 994 1597">二ツ折(A1)</td> <td data-bbox="1002 1563 1090 1597">1</td> <td data-bbox="1098 1563 1396 1597">陽画複写紙(白写真)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1597 786 1630">取扱説明図</td> <td data-bbox="794 1597 994 1630">左折(A4)</td> <td data-bbox="1002 1597 1090 1630">1</td> <td data-bbox="1098 1597 1396 1630"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1630 786 1664">試験成績書</td> <td data-bbox="794 1630 994 1664">左折(A4)</td> <td data-bbox="1002 1630 1090 1664">1</td> <td data-bbox="1098 1630 1396 1664"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1675 523 1709" rowspan="2">府教委</td> <td data-bbox="531 1675 786 1709">電子納品</td> <td data-bbox="794 1675 994 1709"></td> <td data-bbox="1002 1675 1090 1709">1</td> <td data-bbox="1098 1675 1396 1709">CD-ROM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1709 786 1742">電子納品</td> <td data-bbox="794 1709 994 1742"></td> <td data-bbox="1002 1709 1090 1742">1</td> <td data-bbox="1098 1709 1396 1742">CD-ROM</td> </tr> </tbody> </table>	提出先	種別	製本	部数	備考	府立高等学校	完成図	原図(A1)	1	和紙		二ツ折(A1)	1	陽画複写紙(白写真)	取扱説明図	左折(A4)	1		試験成績書	左折(A4)	1		府教委	電子納品		1	CD-ROM	電子納品		1	CD-ROM
提出先	種別	製本	部数	備考																												
府立高等学校	完成図	原図(A1)	1	和紙																												
		二ツ折(A1)	1	陽画複写紙(白写真)																												
	取扱説明図	左折(A4)	1																													
	試験成績書	左折(A4)	1																													
府教委	電子納品		1	CD-ROM																												
	電子納品		1	CD-ROM																												

エ 工事監理業務

工事監理者	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、工事を着手する前に、自らの費用負担により工事監理者を府立高等学校ごとに設置し、設置後速やかに府教委及び学校長に対して通知すること。 工事監理の業務を行う者は、空気調和設備の設置及び関連工事等業務を行う者と同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者であってはならない。 				
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者が自らの費用負担により専任した工事監理者は、以下の業務の他、空気調和設備の設置工事の適切な監理に必要な業務を行うこと。 空気調和設備の設置及び関連工事等業務の工事監理を行うこと。 空気調和設備の設置及び関連工事等業務で行う週間工程会議に出席し、府立高等学校との調整を行うこと。 空気調和設備の設置及び関連工事等業務で作成する全ての書類、図書の審査を行うこと。 打合せ議事録、協議録を作成し、週間工程会議ごとに各府立高等学校に提出すること。 工事監理者は毎週、工事監理の状況を府教委に報告させるとともに、学校長に対し工事監理の状況を報告すること。また、府教委又は学校長が要請したときには、随時報告を行うこと。 工事監理者は工事が完了するごとに、府教委に対して完成確認報告を行うとともに、学校長に対しても、完成確認報告を行うこと。 				
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府立高等学校ごとに以下の書類を提出すること。 工事監理着手届 工事監理者届 経歴書 工事検査済証 工事監理完了届 工事監理図書引渡し届 				
工事検査	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、本事業において選任された工事監理者のうち、当該府立高等学校の工事を担当した者以外の者の中から検査員を選定し、工事検査を行う。 				
工事監理図書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、府立高等学校単位で、以下の図書を学校長、府教委に提出する。電子納品については、提出書類及び工事監理図書を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」に準拠したものとすること。 				
	提出先	種別	製本	部数	備考
	府立高等学校	打合せ議事録	左折(A4)	1	
		協議録	左折(A4)	1	
	府教委	電子納品		1	CD-ROM
電子納品			1	CD-ROM	

オ 空気調和環境提供業務

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、平成 16 年 5 月 31 日までに空気調和設備を各事業実施場所に設置し、供用可能確認検査に合格し供用可能な状態に整備し、同年 6 月 1 日から供用可能な状態に置くこと。 受託事業者は、平成 16 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、空調対象室において、空気調和環境を提供すること。 受託事業者は、空調稼働時間を、毎月計測、記録し、その結果を府教委及び学校長に報告すること。 受託事業者は、毎月、府立高等学校ごとに、本事業と無関係に使用されたエネルギー使用量と本事業のために使用されたエネルギー量を区分して計測、記録し、その結果を府教委及び学校長に報告すること。 									
j 第三者の使用	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、空気調和環境提供業務の全部又は一部を第三者に対して委託するときには、府教委の事前の同意を得ること。 									
運用室内温湿度	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備の導入によって想定する運用室内温湿度は以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="384 808 1412 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏 期</th> <th>冬 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾 球 温 度[]</td> <td>28</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>相 対 湿 度[%]</td> <td>50</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>		夏 期	冬 期	乾 球 温 度[]	28	18	相 対 湿 度[%]	50	40
	夏 期	冬 期								
乾 球 温 度[]	28	18								
相 対 湿 度[%]	50	40								
標準稼働時期	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備の標準稼働時期は以下を想定している。詳細は入札説明会において配布する詳細図書に示す。 夏期 : 6 月中旬～9 月中旬 冬期 : 11 月下旬～3 月中旬 									
標準稼働日数	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備の標準稼働日数は以下を想定している。詳細は入札説明会において配布する詳細図書に示す。 夏期 : 60 日程度 冬期 : 70 日程度 学校や教室ごとの使用状況の違いについては、入札説明会において配布する詳細図書に示す。 									
標準稼働時間	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備の標準稼働時間（空調対象室において機器が運転状態にある時間）は以下を想定している。なお、学校や教室ごとの使用状況の違いなどの詳細は入札説明会において配布する詳細図書に示す。 普通教室等 : 8 時間/日 程度 職員室 : 9 時間/日 程度 <p>(参考)</p> <p>全日制課程の授業時間: 午前 8 時 40 分から午後 3 時 10 分 定時制課程の授業時間: 午後 5 時 30 分から午後 9 時 00 分</p>									
年間業務計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、事業年度が開始する 1ヶ月前までに、各事業実施場所における空気調和環境の提供の業務計画を記載した年間業務計画書を作成し、当該計画書を府教委及び学校長に提出すること。 									
業務実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は、毎年度、上期及び下期における空気調和設備利用期間満了後である 10 月 10 日及び 4 月 10 日(10 月 10 日、4 月 10 日が休日に該当する場合には、各日の前の直近の休日以外の日)に空気調和環境の提供状況を正確に反映した業務実績報告書を作成し、府教委に対して提出すること。 									

カ 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、自己の責任と費用において、空気調和環境の提供に要するエネルギーを調達すること。 ・ 受託事業者は、空気調和環境の提供業務期間中、安定的かつ継続的にエネルギーを調達、確保し得るよう、十分に配慮すること。
エネルギー供給契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、エネルギー供給会社との間で、自己を契約者とするエネルギー供給契約を締結すること。ただし、受託事業者が、当該エネルギー供給契約の契約者となることが出来ない場合には、学校長が当該エネルギー供給契約の契約者となるものとする。
エネルギー使用料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、エネルギー供給会社に対し、本事業に基づいて使用した毎月のエネルギー使用料を支払うこと。

キ 維持管理業務

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、空気調和設備の供用可能時から契約の終了に至るまでの間、空調対象室において、いずれも提案水準を満たす空気調和環境を継続して提供し得るよう、空気調和設備及び備品について、府教委から維持管理業務を受託し、事業者の提案水準に従って当該業務を行うこと。 ・ 受託事業者は、府教委又は学校長が要望する時期に、シーズンイン点検、シーズンオン点検、シーズンオフ点検を行うこと。
第三者の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、維持管理業務の全部又は一部を第三者に対して委託するときには、府教委の事前の同意を得ること。
電気主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業で設置する電気工作物に関しては、府教委が保安監督業務を契約する法人等と契約を結ぶこと。
建築物環境衛生管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業で設置する空気調和設備に関しては、原則として府立高等学校ごとに建築物環境衛生管理技術者を設置する。この場合、兼任は認めない。建築物環境衛生管理技術者の確保が困難な場合は、学校長が契約している建築物環境衛生管理技術者と本事業で設置する空気調和設備に関してのみ契約を結ぶこと。
年間業務計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、事業年度が開始する1ヶ月前までに、各事業実施場所における維持管理計画を記載した年間業務計画書を作成し、府教委及び学校長に提出すること。
業務実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、毎年度、上期及び下期における空気調和設備利用期間満了後である10月10日及び4月10日(10月10日、4月10日が休日に該当する場合には、各日の前の直近の休日以外の日)に、維持管理状況を正確に反映した業務実績報告書を作成し、府教委に対して提出すること。
修繕及び代替品の調達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、府教委又は学校長から空気調和設備又は備品の故障等の連絡を受けた場合には、直ちに(遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに)故障箇所等の調査を実施し、原因を特定すること。 ・ 受託事業者は、上記の調査結果を、速やかに府教委及び学校長に報告したうえで、提案水準を満たす空気調和環境が提供されるよう、直ちに修繕等の対応策を講ずること。 ・ 上記の調査の結果、故障等の発生した空気調和設備又は備品を継続して使用することが困難である場合には、受託事業者は、府教委の承諾を得て、代替品を調達のうえ、設置、導入すること。

ク 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務

<p>業務概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、空気調和設備の供用可能時期までに、各事業実施場所に設置する空気調和設備の取り扱い方法及び操作方法等を記載した空気調和設備操作マニュアルを作成し、府教委及び学校長に提供すること。 ・ 受託事業者は、空気調和設備の供用開始時までに、学校長に対し、各事業実施場所において、実際に空気調和設備の取り扱い方法及び操作方法についての説明、指導を行うこと。 ・ 受託事業者は、府教委又は学校長から空気調和設備の取り扱い方法及び操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び指導を行うこと。 ・ 受託事業者は、各事業実施場所における空気調和設備の稼動状況等を記録し、分析を行った結果、省エネルギーの推進等、空気調和設備の効率的な使用のために改善の余地がある事業実施場所がある場合には、府教委及び学校長に対して、空気調和設備の効率的な使用のための指導を行うこと。 ・ 受託事業者は、空気調和設備の入替に基づく操作方法、取り扱い方法の変更等により、空気調和設備の使用について、指導する必要がある場合には、直ちに府教委及び学校長に対し、適切な説明及び指導を行うこと。
<p>年間業務計画書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、事業年度が開始する1ヶ月前までに、各事業実施場所における指導業務の計画を記載した年間業務計画書を作成し、府教委及び学校長に提出すること。
<p>業務実績報告書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、毎年度、上期及び下期における空気調和設備利用期間満了後である10月10日及び4月10日(10月10日、4月10日が休日に該当する場合には、各日の前の直近の休日以外の日)に、空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務の状況を正確に反映した業務実績報告書を作成し、府教委に対して提出すること。

ケ 空気調和設備の移設業務

業務概要	<ul style="list-style-type: none">・ 受託事業者は、事業実施場所において空気調和設備の使用が、府立高等学校の統合整備等により不要となった場合、府教委の指示に基づき、当該空気調和設備を当該府立高等学校又は別の府立高等学校の普通教室等に移設・整備し、供用可能な状態に置くこと。・ 上記の空気調和設備の移設・整備にかかる費用は、府教委の負担とし、府教委は、受託事業者に支払うサービス対価とは別に、当該移設費用を受託事業者に対して支払うものとする。支払い方法については、府教委及び受託事業者が協議して定めるものとする。
-------------	---

4 期待水準

受託事業者は、本事業の実施において、以下に示す事項に留意することが求められる。この期待水準は、提案書の審査を行う上での評価につながるものであり、提案者はこの期待水準を踏まえた提案を行うことが望まれる。また、以下に示す期待水準以外にも、本事業の適切な実施のための方策について、提案書に盛り込むことが望まれる。

ア コミッショニング

期待水準項目	内 容
コミッショニングオーソリティの配置	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務、空気調和設備の設置及び関連工事業務を行う者以外の者が、事前調査段階から使用に至るまで、性能検証を行うように配慮すること。

イ 事前調査業務

期待水準項目	内 容
(特になし)	(事業者において提案する事項があれば、審査において評価の対象とする。)

ウ 設計業務

期待水準項目	内 容
学校教育活動への影響に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備の運転、点検・保守等の保全に関する作業を行う際に、十分に学校教育現場に配慮した設計となるよう留意すること。 維持管理等の作業をすることが少なくなるように配慮すること。
操作性の効率への配慮	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールタイマ等、管理を容易に行えるように配慮すること。
運用に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務用に、計測装置を設置する等の配慮を行うこと。 機器の運転に際して、運転開始から所要の温湿度となるまでの立ち上がり時間を速やかにするよう配慮すること。
柔軟性に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 将来の移設等に対し、ゆとりやフレキシビリティの確保に努めるよう配慮すること。
負荷の抑制・自然エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> 熱負荷の抑制、自然エネルギーの採用について配慮すること。
エネルギーの効率的利用	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率の高い機種を採用するよう、配慮すること。
エネルギー有効活用への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収を考慮すること。 無駄なエネルギー消費を回避するために、換気量制御(CO₂)等、最適運用に努めること。
景観等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物との調和に留意し、景観デザイン上の配慮を行うこと。 既存建築物に対する影響を低減するよう配慮すること。
周辺等への影響の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設及び学校周辺に対する騒音、振動、熱風等の影響を少なくするよう十分工夫すること。 校内の地上部分に設置する熱源・屋外キュービクル等の面積が少なくなるように考慮すること。

地球環境への配慮	・ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを削減するよう配慮しているか。
資源の有効活用への配慮	・ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの採用に努めること。 ・ 維持・保全にあたっての資源・エネルギー消費の無駄を防ぐため、長寿命な機材の採用に努めること。

エ 空気調和設備の設置及び関連工事等業務

期待水準項目	内 容
企画・設計における配慮	・ 設計時に、工事品質や施工性への配慮が担保されるように配慮すること。
安全性への配慮	・ 生徒等学校関係者の安全確保のため、施工の時期、期間、方法等を十分に考慮すること。
工事中に生じた問題への迅速な対応	・ 工事中に問題が生じた際には、迅速な対策・改善を行えるように留意すること。
周辺等への影響への配慮	・ 工事実施に伴う、学校施設及び学校周辺地域への影響(騒音、振動、粉塵、車両通行等)を極力少なくし、学校教育環境及び地域環境を保全するように配慮すること。
資源の有効活用への配慮	・ 工事実施に伴う地球環境への配慮を考慮し、エコマテリアルを使用する等、環境負荷をできる限り低くする対策を講じるよう配慮すること。

オ 工事監理業務

期待水準項目	内 容
工事監理体制の確実性への配慮	・ 工事品質、性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な工事監理体制を構築すること。

カ 空気調和環境提供業務

期待水準項目	内 容
エネルギー使用量に対する料金支払いの効率化への配慮	・ 空気調和設備の稼働に要したエネルギー量の確認に対して、各府立高等学校の負担を軽減するように配慮すること。

キ 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務

期待水準項目	内 容
エネルギーの安定的な確保	・ 業務期間中において、必要なエネルギーを安定的に確保できるよう配慮すること。

ク 維持管理業務

期待水準項目	内 容
維持管理体制への配慮	・ 品質確保の観点から、適切かつ責任を明確にした業務体制を構築すること。
機器の故障等の削減に向けた努力	・ 機器の故障等が生じにくいよう、長寿命化等の維持管理上の工夫をするよう留意すること。

機器の故障時等の迅速な対応	・ 機器故障時等には、迅速な対策がとれるような体制を構築するとともに、改善等の処置が効率的に行えるような対策を講じること。
環境負荷低減への配慮	・ 冷媒ガスの管理等、環境負荷をできる限り低くする対策を講じよう配慮すること。
エネルギーの有効活用への配慮	・ 空気調和設備の運用上で、エネルギーコストを削減する工夫があるか。

ケ 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務

期待水準項目	内 容
適切な運用を促すための工夫	・ 使用エネルギー量の削減等を目的として、空気調和設備等の適切な運用を促すよう、具体的な指導計画を検討すること。

以上